

とまこまい

発行 北海道苫小牧市 編集 伊藤一男 印刷 苫小牧民報社
No. 446 毎月1、10、20日発行 (1部5円) 昭和28年6月10日第三種郵便物認可

人権問題の相談は

ご遠慮なく人権相談所に

(12月から市民のへやに常設)



展示会の準備 錦岡町内会のみなさん

とじておきましょう
お役にたちます

今年も多彩な文化祭の催しものが各地域で開かれました。ここ錦岡小学校でも、はなやかに文化祭の展示会が開かれましたがその準備には、町内会長さんを始め、役員や婦人会の方がたなど総出で、りつぱに会場が

できあがつてゆきます。いずれも、日ごろのたんせいをこめた、生け花、盆栽、手芸、菊花などのほか、小中学校児童生徒の絵画、工作また書道の作品など多彩な展示品が会場いっぱい飾られました。

市政懇談会から



必要な 管理人に 住宅課ですぐ行なう

市営住宅

懇談会でのふんいきは各会場によって、いくらか違いはありましたが、どの会場でも話し合いは真剣なうちにもなごやかに進められました。出された問題は、全般的に共通したものが多く小さなことでも、それらが自分たちの生活に直接結びついた生きた声である点で、懇談会をみるものにしていました。

今回は、これらの懇談会の話題から、市営住宅と水道料金に関するところをとりあげ、お伝えすることにします。

修繕費の負担区分

市の住宅は、公営住宅法に基づいて、建設されています。そのため、入居するにも、法律や条例などいろいろな規則が定められています。

懇談会では、修理手続きを知らな

いばかりに、雨もりやいたんだ窓わくをそのまま放置して、不自由な暮らしをしていたり、入居者の責任で修繕しなければならぬものを、市が修繕してくれるものと誤解している方が多数ありました。

しかし、これらのことは、規則でその原因によって、つぎのように市

が負担するものと、入居者が負担するものに区分されています。

市が負担するもの

家屋の壁、給水・排水施設、電気施設などの修繕

入居者が負担するもの

① 畳の表がえ、フスマ、障子の張りかえ、ガラスの破損など、日常の使用によって消耗するものの修繕

修繕の手続き

この区分により、市の負担と思われるものは、管理人のところに備え付けの修繕申請書に管理人の認印を受け、市の住宅課に提出すれば、すぐ修繕することになります。入居者の負担とわかったものについては、入居者が修繕することになります。

1・5坪未満は可能な物置き 許可されない増改築

入居者で、市の許可をえずに物置きなどを設置している人がありますが、このように敷地内に施設を設けると、また新たに親族を同居させるときや、同居者に異動があったときは、市の許可を受けなければなりません。なお、つぎのこと

- ① 住宅の一部を他人に貸したり、無断で同居人をおくこと
- ② 住宅の原状を変えたり、用途を

変更すること

浴場については、原則として禁止されていますが、公衆浴場のない沼の端地区であれば、一・五坪未満に限って市の許可を受け設置することができます。物置きは一・五坪未満であれば市の許可を受け設置することができます。

また、つぎのような場合は、住宅を明け渡さなければならないことがあります。

- ① 不正なことをして入居したとき
- ② 家賃を三カ月以上納めないとき
- ③ 住宅や施設を故意にこわしたとき
- ④ 用途を変えたり増改築したとき

市営住宅の管理人はつぎのとおりで、カッコ内は住宅番号です。

- 末広町 小山田安行(二二五)
- 旭町 島谷一義(一) 島田拓夫(四三)
- 本町 小沢忠三(一九) 本田衛規(二九)
- 大町 藤田秀樹(二)
- 矢代町 塩野政一(一九)
- 西弥生町 中野健立(一七) 金子藤雄(七五) 佐藤政雄(八〇)
- 池田和昭(二〇九)
- 西町 佐藤勝四郎(二二) 原田重次郎(六四) 村岡馨(九一)
- 高橋一郎(九八) 七条孝好(一三)
- 三(一) 矢野勝義(三九二) 安藤久蔵(四三六) 本波美(四四)
- 五(一) 松浦正一(三〇) 金子春太郎(三八三) 阿部忠行(二八七) 高岡賢美(二七二) 赤

極影懸(二三〇) 木村一男(二二三) 輝谷孝司(三二七) 有涼正則(二八一)

沼の端 杉本三郎(一) 小田桐功(一〇)

- 音羽町 西東旭(一一)
- 住吉町 島谷美(一九六) ニッ屋実(一六四) 楠野四男(七二)
- 井本博(三八) 池添佳弘(四五)
- 西口幸雄(二〇二) 高家武(一三五) 渋谷敏昭(二五八) 木村丑蔵(三〇七) 小野健寿(三六一) 林末男(四一九) 山下拓吉(四五三) 木村孝(五〇〇)
- 橋本素雄(五三三) 野尻孝太郎(一〇五)
- 勇 弘 菅原賞(六) 中平満(三一) 富田政直(三三) 畑山桂樟(六七) 二階堂芳夫(七四)
- 沼の端 杉本三郎(一) 小田桐功(一〇)
- 錦 岡 松田不二夫(二八) 小石和夫(新) 台坂健(新五一)
- 元町(身障住宅) 鈴木正雄(一三)
- 西町(身障住宅) 河合次郎(一)
- 旭町(母子住宅) 南保雪枝(一八) 寺林トシ(一九) 中村愛子(三七)
- 西町(貧共住宅) 五十嵐正夫(T一) 沖田光夫(T二〇)
- 岩淵茂樹(T二五)
- 西弥生町(福祉住宅) 高森小一郎(七) 桜田義男(二八)
- 糸 井(福祉住宅) 谷口幸治(九)



水道料金について

基本水量のきめ方

問い、現在の水道料金は、使っても使わなくても、月十トまでは二百六十円納めなければなりません。これはどういったことが基礎になっているのでしょうか。

答え、現在の制度を、五トまでいくら、越えた部分一トについていくら、というように改正していただけないでしょうか。

答え、十トまでを基礎料金(二百六十円)として、基本水量を定めたいのは、全国の世帯人員が一世帯平均四・五人で、それらの各世帯

で使われる一か月の水量が十ト平均であることが基礎とされています。

当市の場合、各家庭で使用されている水量が月平均九・七トと全国平均程度にあることからお話のように、十トを基本水量としていきます。

なお、環境衛生に関係している公衆浴場などの料金で、道知事の認可を必要としているものは、これらが、公共性を有していることから、現状では、原価を割って給水しています。

社会教育 吉田正男氏 功労者に

優良団体は苦小牧郷土文化研究会

市教育委員会では、昭和40年度の社会教育功労者と優良団体の表彰式を、11月7日午後6時から市民館一階ホールで行ないました。

今回表彰された社会教育功労者と優良団体は、つきのとおりです。

◇吉田正男氏(六世)

吉田氏は、大正13年苦小牧町立西小学校の教員となり、昭和38年に苦小牧市立大成小学校長の職を退くまで約40年間、教育界において、社会教育および社会体育事業の振興につくした功績が大きいとして表彰されたものです。

道の上競技界の発展に貢献したことは余りにも有名です。また幼い子供たちにもあたたかい愛情を注ぎ、児童文化の振興にも寄与しています

◇苦小牧郷土文化研究会 (会長 門脇松次郎氏)

苦小牧郷土文化研究会は、昭和35年4月に創立されて以来、郷土における考古、歴史、地理、民族、自然博物について調査研究し、文化遺産や自然保護、各種資料の出版、郷土博物館の資料収集等に積極的に協力するなど郷土文化の振興に大きく貢献した功績がたたえられたものです。

表彰式では、受賞者を代表して吉田氏が「今後も表彰に恥じないよう郷土の発展に尽くしたいと思えます」とあいさつしました。

表彰式に引き続いて文化祭行事のひとつである第二十二回市民音楽会がはなやかに開かれ表彰式を飾りました。



表彰状を受ける吉田氏(左側)

上水道施設見学会

市の水道部では、11月

8日と12日の二日間、施設見学会を開催しました。この見学会は、今年8月、第一期拡張工事の通水式も終わり、当市の上水道施設が一応完備したので、この新しい諸施設を一般市民にもみてもらおうと、計画されたものです。当日は、この見学会に、多数の人たちが参加し、バスで勇振取水場、勇振ポンプ場、高丘浄水場などをみてまわりましたが、これらの近代的な諸施設には、みんな感心していました。



勇振取水場で

けて、水道施設見学の楽しい一日でした。

新入学児童 申告受け付け

昭和41年度の新入学児童申告の受け付けを、つきのとおり行ないます。新入学児童を、おもちの方は、忘れずに申告しましょう。

- ▽9日▼大成小 10日・13日▼東小 14日・15日
- (時間は、いずれも午前9時から午後4時まで)
- ▽勇振・錦岡・沼の端・樽前・植苗・柏原・丸山・静川の各地区の方はそれぞれの小学校で12月4日まで受け付けます
- (時間は、午前9時から午後3時まで、4日は午前中)
- ※市教育委員会では、12月1日から15日まで午前9時から午後5時まで(土曜日は正午まで)受け付けます。

消費者団体 加入者募集

消費生活の合理化をはかることは大切なことですが、市内の消費者生活コンサルタントが中心となって現

今月の納税

納税

◎清掃手数料 (二期分)

◎国民健康保険税 (四期分)

いずれも11月30日までです。納期内に完納しましょう。

※国保に未加入の方は直ちに申告しましょう。

また住所や家族に異動があったら、すぐ届け出を

煙が目にしみます

まちの中を歩いていると、あちこちで目につくのが、このドラムカシ。

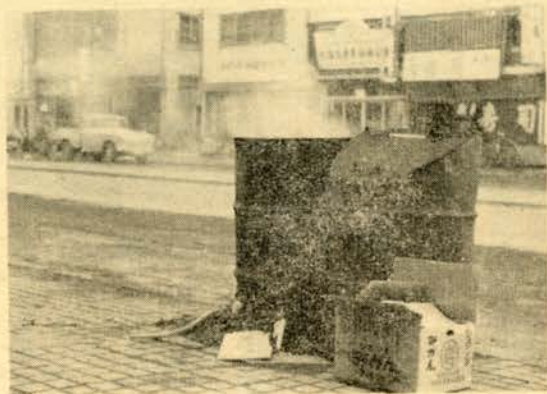
これはゴミの収集が従量制になったとたんお目見えした難物。

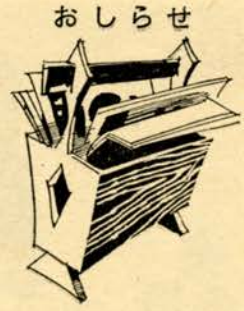
少しぐらいのゴミなら容器に入れず、焼いてしまおうというのがねら

いようです。

だが、歩行者には見た目も悪く、その煙は目にしみます。また、これが店先では商品もよこれお客さんは不快です。市では環境衛生面からも、防火上からも、このましくないので指導員が話し合いを行なっています。

さいきんは徐々に減りつつありますが、完全になくするにはまだまだみんなの協力が必要です。





国勢調査人口

国勢調査の結果(概数)が、つぎのとおりまとまりました。
人口八万二千八百一十一人、世帯数二万一千七十九世帯で、人口は前回(昭和35年)にくらべ一万九千四百二十七人の増加で増加率は三・五割でした。

障害福祉年金のご利用を

結核性の病気のため、からだの機能に障害のある方、非結核性の病気による呼吸器の機能に障害のある方また精神障害で長期間の治療や安静を必要とする一級程度の人は障害福祉年金の請求手続きを行なってください。

なお、福祉年金には、所得制限や公的年金の支給制限がありますが詳しいことは、市の市民課国民年金係(電話六一一の二四五番)へお聞き合わせください。

水道料納入

は納期内に

水道料、専用栓(せん)の納入期

限は、11月30日までです。期限内に納めましょう。

水道料金の納入は、水道部の窓口のほかに、拓銀本支店および市役所内の派出所・市内各金融機関・勇払出張所・市内各郵便局・市役所出張窓口(今月の窓口は、本紙前号でお知らせのとおり)などで取り扱っています。

なお、市の水道を使用してから3か月以上水道料金の請求書が届いていない方がありましたなら、至急市水道課業務係(電話六一一の三二五番)にご連絡ください。

もし、連絡がなく、そのまま使用して見えた場合には、その使用料金の五倍にあたる過料を科せられることがありますからご注意ください。

人権相談所常設

今年も12月4日から10日までの1週間人権週間が行なわれますが、市

苦小牧市立総合病院付属高等看護学院では、つぎのとおり看護学生を募集します。

▽募集人員 二十名

▽修業期間 3年間

▽入学資格 高卒以上

▽願書の受け付け 二十歳までの女子

昭和41年1月20日から

昭和41年2月21日まで

▽試験日

では市民の人権問題の相談に応じるため、12月1日からつぎのとおり人権相談所を常設します。

相談は、いつい無料です。

また秘密は厳守し、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、ご相談に応じますからいつでもおいでください。

▽場所 市役所一階正面の「市民のへや」

▽時間 毎日午前9時から午後5時まで(土曜日は正午まで、日曜、祭日を除く)

▽担当委員 湯口ちあきの(表町十八番地) 保利啓吉(弥生町一番地) 加藤徳雅(東町一番地) 萩村茂治(大町三十四番地)の四氏

特設人権相談所開設

市では、人権週間の行事のひとつとして、つぎのとおり特設人権相談所を開設しますからご利用ください。▽日時 12月4日(土)午前10時から

昭和41年2月23・24日
▽学資金貸与 希望者には、月額四千円の学資金を貸与します。

▽詳しいことは

看護学院学生募集

市内本町七十番地苦小牧

市立総合病院 付属看護学院

(電話三三三三番)に切手五十円を同封のうえ、入学案内など関係書類をお申し込みください。

ら午後3時まで

▽場所 市役所一階正面の「市民のへや」

インフルエンザ 予防補充接種

市は、さきにインフルエンザの予防接種を実施しましたが、第二回目の接種にもれた方が、たいそう多いので、つぎのとおり補充接種を行います。

▽日時・場所

公民館 11月24日と12月1日

緑町二区会館 11月25日と12月2日、西町会館、11月26日と12月3日

※時間は、いずれも午後1時半から4時までです。

▽料金

生後三か月以上一歳未満 三十円

一歳 六十円

六歳 八十円

十五歳以上 百五十円

※今回初めて受ける方は、一週間の

12月分生活扶助費 1日に支給
生活保護法による生活、住宅、教育扶助費12月分は12月1日(月曜)午前10時半から午後3時までの間に支給します。

水道凍結はこうすると防げます

忘れずに水ぬきを

寒さがきびしさを加えてきて、さきん水道の故障が増えていきます。

毎年のことですが、簡単な手当てで水道の凍結を防ぐことができますから、つぎのことはぜひ知っておいてください。

まずあなたの家の水道せんは、図のうちのどちらの水道せんかを確かめてください。そして、つぎの要領で取り扱うと水道の凍結は防げます。

不凍給水せんの場合

水を出した時には、水が白色に変わるまで出しつつ

けて、せんを一気に締めて

ください。水が管内を伝わ

って落ちる音が聞こえます

▽もし凍結したときには

床板のどこの不凍せんをおさえ、はさみ板を取りはずし、不凍せんの頭から管つたいに熱湯をヤカンでつけてかけると、じゃぐちから水が吹き出るようになります。

水抜きせんの場合

水を使い終わったときに、じゃぐちをあけて水を出したままにして水抜きせんを締めると、水が管内を伝わって落ちる音が聞こえます。

▽もし凍結したときには、不凍せんと同じく床板をはずして水抜きせんの頭から管つたいに熱湯をかけ、つぎに床板の方からじゃぐちの方へ熱湯をかけていくと、とけて水が出てくるようになります。

凍結修理の申し込み

万一凍結したときや水道の故障の場合には、水道課にご連絡ください。(電話は六一一番の三三三・三三二・六・三三九・三三九番です)

※夜間直通電話は、六一二五番です

